

平成30年度第1回 国土交通省航空局 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年6月25日(月) 中央合同庁舎第3号館 1階共用会議室	
委員	委員長 廣渡 鉄 (廣渡法律事務所 弁護士) 委員 高田 和幸 (東京電機大学理工学部教授) 委員 橋爪 宏達 (国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系 教授)	
審議対象期間	平成29年10月 1日～平成30年3月31日	
「公募随契約の試行について」	1件	
工事	0件	
建設コンサルタント業務等	1件	
役務及び物品	1件	
地方官署 工事・一般競争	0件	
合計	3件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>【調達改善計画に基づく取組（公募随契）の検証結果について】 ～平成29年度下半期実績報告～</p> <p>○公募随契は、見積担当部署にノウハウが溜まるため良いことだと思う一方で、担当部署の仕事がそれだけ増えることから、継続していくにはどうしたら良いのか、例えば外注するなど、息切れせずに続けられる方法を考えていただきたい。</p> <p>○契約を行う際に貴局の積算と企業の見積もりに差異が生じ、企業の見積もりが甘いという見方ができる。本件試行のように査定を繰り返すことで企業側の意識改革にもつながる。</p>	<p>○前年度は、統一した担当部署で査定を行い効率的に実施しているところ。一方、今年度は対象範囲を拡大していることから、今後発生する課題についても委員の意見を踏まえながら検討していきたい。</p> <p>○これからも公募随契を継続をしていくことも見据え、委員のご意見を踏まえながら対策を検討していきたい。</p>
<p>【建設コンサルタント業務等】</p> <p>一般競争</p> <p>「航空通信を取り扱うシステムの将来動向を踏まえた要件調査（その2）」</p> <p>○契約件名に「その2」とあるが、「その1」の入札状況は。</p> <p>○今回の落札者は、「その1」を受注をしており、調査の接続から「その2」の1回目の入札において、落札者がいなければ他に応札者がいないと判断し、結果として高落札率につながったのではないか。</p> <p>○積算を行う際の参考見積を落札者のみ徴取したことにより、高落札率につながったのではないか。</p>	<p>○前年度実施した「その1」における入札は、4者が応札し、今回「その2」を落札した業者が落札した。</p> <p>○本件は、取り扱うテーマは同じであるが、調査内容については、「その1」「その2」とも独立して自己完結するものであり、「その1」の受注が前提になっているわけではない。競争参加資格は落札者に限定するものではなく、公開されている情報、企業努力により受注が可能のため、2回目に移行した際に競争相手がいないと判断できるものではないと考える。</p> <p>○本件は、参考見積を2者から徴取している。また、参考見積で利用するのは、労務工数であり、労務単価や経費率等は内部の積算基準等に基づいて積算を行っている。そのため、必ずしも積算金額が参考見積に近いというわけではない。</p>

意見・質問	回 答
<p>○本件の一者応札の原因と対策について考えを聞かせていただきたい。</p>	<p>○説明書を交付したが入札に不参加であった業者にヒアリングを行ったところ、年度末の繁忙期で技術者の配置が難しく、得意分野外の広い知識も必要であることから、相応の準備期間が必要であるとのことだった。この結果を受け、今年度の同種業務では、早期に手続きを行い、入札公告を行っているところ。</p>
<p>【役務及び物品】</p> <p>一般競争</p> <p>「統合管制情報処理システム専用通信処理装置等の製造及び調整」</p> <p>○当該システムの主なサブシステムのうち、契約者はどの部分を製造しているのか。</p> <p>○契約者が当該システムを構築しているから、本件は契約者だけが受注できるというわけではなかったということか。</p> <p>○一者応札の原因について検証は行っているのか。</p> <p>○総合評価制度が一者応札の原因とは考えられないか。偏った評価点の配分とはなっていないか。</p> <p>○総合評価を行う際、評価の得点配分の設定で価格点と技術点の比率があまり歪にならないように、今後も続けてほしい。</p>	<p>○本件は、主なサブシステムが4つあるが、契約者はそのうちの2つを製造している。残りの2つについては別の企業が製造している。</p> <p>○当該システムは、契約者以外にも他の企業がサブシステムを構築、製造しており、複数の応札は可能であったが、結果として一者応札となった。</p> <p>○企業側は各々製造しているシステムは理解しているが、当該システム全体の把握は容易でないこと、本件はOSに近い部分からの開発が必要となり、高度な技術及び教育に時間を要すること、さらに、本件での開発は汎用を望めないことも要因の一つではないかと考える。</p> <p>○総合評価制度は、関係省庁申合せの標準ガイドラインに基づき配分を含め適切に実施しており、本件もその一つである。従って、本件を偏った得点配分としていることはない。</p> <p>○80万SDRを超える「情報システム」の調達については、先ほど申し上げた標準ガイドラインに則っており、今後も適切な実施に努めて参りたい。</p>